

家電リサイクル法による電気製品 **市では収集できません**

家電4品目は、家電リサイクル法の対象となるため、ごみとして処分できません。家電リサイクル料金等を支払い、リサイクルする必要があります。(分解しても家電リサイクル法の対象となります)

対象となる 電気製品



テレビ
ブラウン管
液晶
プラズマ式
有機EL



エアコン
クーラー



冷蔵庫
冷凍庫
保温庫
保冷庫
ワインセラー



洗濯機



衣類
乾燥機

家電リサイクル法対象品目の処理方法

①

販売店に 依頼する場合

①販売店(購入した店・買い替えた店)に引き取りを依頼

(リサイクル料金+収集運搬手数料が必要です)

家電を買い替える店かその家電を買った店に引き取りを依頼してください。これらの店には引き取り義務があります。上記以外の場合も家電販売店が引き取りをしていることがあります。お近くの家電販売店にお問い合わせください。

②

指定引取所に 持ち込む場合

①事前に最寄りの郵便局にて家電リサイクル券を購入

料金等詳細は家電リサイクル券センター(電話 0120-319-640・<http://www.rkc.aeha.or.jp>)で確認してください。

②製品に家電リサイクル券を貼り、指定引取所へ持ち込む

【指定引取場所】

東海西濃運輸(株)名古屋営業所 (電話 052-353-2261) 名古屋市中川区上高畑一丁目178番地
昭栄金属(株) (電話 0586-76-3211) 一宮市丹陽町五日市場字天上126番地

③

リネットジャパン リサイクル(株)に 依頼する場合

①テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンの自宅回収を利用する

便利なポイント①

回収手続きは
**いつでも・簡単
ご自宅で**

インターネット・お電話で
すぐに手続き完了

便利なポイント②

リビング・キッチンなど
**宅内からの
搬出に対応**

重たい家電を
動かす必要がありません

便利なポイント③

家電リサイクル券の
**事前購入は
不要**

料金は回収時に
直接支払い

手続き方法・利用料金

家電リサイクル法に基づき、回収品目・サイズに応じたリサイクル料金と収集運搬料金が必要です。下記のWEB・TELで手続きする際にご確認ください。

TEL:0570-056-006 <https://www.sg-renet.jp/>

※お問い合わせ SGムービング株式会社 (対応可能時間9:00~18:00)



家電リサイクル法/小型家電リサイクル法で正しい処分方法が定められています。**無許可の回収業者**を利用しないでください。

「無許可」の廃棄回収業者には
右記のような例があります。



町中を巡回



チラシを配布



ネットで広告



空き地で回収